

## まんのう町エコツーリズム推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 まんのう町におけるエコツーリズムを推進するため、まんのう町エコツーリズム推進協議会(以下、「協議会」という。)を置く。

### (目的)

第2条 協議会は、まんのう町において豊かな自然環境が持続的に保護され、適切に利用されることで広く地域振興にも貢献するエコツーリズムを実現することを目的とし、幅広い関係者が連携し、検討、合意形成を行う。

### (所掌事務)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) まんのう町エコツーリズム推進全体構想の作成及び変更に関すること
- (2) まんのう町エコツーリズム推進全体構想の実施体制に関すること
- (3) その他、まんのう町エコツーリズムの推進に必要な事項

### (構成)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 地元住民の代表
  - (3) 地元関係団体の代表
  - (4) ガイド事業者の代表
  - (5) 行政機関
  - (6) その他、町長が必要とする者
- 2 新たに協議会の委員に加える旨の申し入れをしようとする者は、その旨書面(別記様式)をもって会長に届け出るものとする。
- 3 前項の申し入れがあったときは、協議会における委員の追加を承認する議決をもって町長が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、補欠並びに前条第3項により委員となった者の任期は、現任の委員の残任期間とする。

### (役員)

第6条 協議会に委員の互選により会長を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠いたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員が検討会に出席できない場合、他の委員を代理人として委任するほか、委員が指名する者の代理出席を認め、委員と同等の扱いとする。
- 4 協議会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (オブザーバー)

第8条 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会において、必要な意見を述べるができる。

### (意見の聴取等)

第9条 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第10条 協議会の庶務は、まんのう町地域振興課において処理する。

### (設置期間)

第11条 協議会の設置期間は、施行日からその目的及び任務が達成されたと認めるときまでとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

まんのう町エコツアーリズム推進協議会加入申請書

令和 年 月 日

まんのう町エコツアーリズム推進協議会長 殿

所在地

団体名

代表者 職・氏名

印

連絡先

所属名

担当者氏名

電話番号

まんのう町エコツアーリズム推進協議会設置要綱第4条第3項の規定に基づき、貴協議会に参加したいので申請します。

また、まんのう町エコツアーリズム推進協議会に参加するにあたり、まんのう町エコツアーリズム推進全体構想を遵守し、活動することを誓います。

なお、この申請書類等に記載の事項は、事実と相違ないことを確約します。

(添付書類)

- (1) 団体の場合は、定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し
- (2) 実施しようとするエコツアー等の内容等を記載した計画書